

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改め、同表4の項及び7の項中「模様替え」を「模様替」に改め、同表50の3の項の次に次のように加える。

50の4	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
------	--	-------	---------

別表第5の69の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。